

# 千葉県報

定例  
令和8年2月27日

第14121号

千葉県報

令和8年2月27日(金曜日)

## 主要目次

- 人事委員会規則  
管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則  
職務の級別区分を定める規則の一部を改正する規則  
一
- 告示  
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定  
二
- 家畜の伝染病予防注射の実施  
二
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生のための同意の認定  
二
- 土地収用法に基づく事業の認定  
二
- 道路区域の変更  
三
- 道路の供用開始(四件)  
四
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(二件)  
四
- 公告  
県営土地改良事業の工事の完了(二件)  
五
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の案の縦覧  
五
- 人事委員会公告  
令和八年度千葉県職員採用上級試験の実施  
六
- 特定調達公告  
八
- 入札公告  
八
- 落札者等の公告(八件)  
八

## 人事委員会規則

管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十七日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

### 千葉県人事委員会規則第三号

#### 管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当の支給に関する規則(昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一警察の項千葉県中央警察署 千葉東警察署 千葉西警察署 千葉南警察署 千葉北警察署 習志野警察署 八千代警察署 船橋警察署 船橋東警察署 鎌ヶ谷警察署 千葉市

川警察署 行徳警察署 浦安警察署 松戸警察署 松戸東警察署 野田警察署 柏警察署  
流山警察署 我孫子警察署 四街道警察署 成田警察署 成田国際空港警察署 印西警察署  
香取警察署 銚子警察署 山武警察署 東金警察署 茂原警察署 勝浦警察署 市原警察署  
木更津警察署 君津警察署 館山警察署の目中「銚子警察署」を「銚子警察署 旭警察署」

に改め、同項警察署(千葉中央警察署、千葉東警察署、千葉西警察署、千葉南警察署、千葉北警察署、習志野警察署、八千代警察署、船橋警察署、船橋東警察署、鎌ヶ谷警察署、市川警察署、行徳警察署、浦安警察署、松戸警察署、松戸東警察署、野田警察署、柏警察署、流山警察署、我孫子警察署、佐倉警察署、四街道警察署、成田警察署、成田国際空港警察署、印西警察署、香取警察署、銚子警察署、山武警察署、東金警察署、茂原警察署、勝浦警察署、市原警察署、木更津警察署、君津警察署及び館山警察署を除く。)の目中「銚子警察署」の下に、「旭警察署」を加える。

### 附則

この規則は、令和八年三月十六日から施行する。  
職務の級別区分を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和八年二月二十七日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

### 千葉県人事委員会規則第四号

#### 職務の級別区分を定める規則の一部を改正する規則

職務の級別区分を定める規則(平成二十八年千葉県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

一 職務の級別区分の表2 公安職給料表級別職務区分表警察の項千葉県中央警察署 千葉東警察署 千葉西警察署 千葉南警察署 千葉北警察署 習志野警察署 八千代警察署 船橋警察署 船橋東警察署 鎌ヶ谷警察署 市川警察署 行徳警察署 浦安警察署 松戸警察署 松戸東警察署 野田警察署 柏警察署 流山警察署 我孫子警察署 四街道警察署 成田警察署 成田国際空港警察署 印西警察署 香取警察署 銚子警察署 山武警察署 東金警察署 茂原警察署 勝浦警察署 市原警察署 木更津警察署 君津警察署 館山警察署の目中「銚子警察署」を「銚子警察署 旭警察署」に改め、同項旭警察署 匝瑳警察署 富津警察署の目中「旭警察署」を「匝瑳警察署」に改める。

### 附則

この規則は、令和八年三月十六日から施行する。

告示

千葉県告示第八十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

なお、当該区域の一部は、土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十号に該当する区域である。

令和八年二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定する区域 南房総市富浦町福沢字谷三四四番二地先、三四四番三の一部、三四四番三地先、三四四番四の一部、三四四番五地先及び三五一番五地先並びに字仲入八二四番三の一部及び八二五番二の一部(別図のとおり)

二 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物(「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第八十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条第一項の規定により、豚及びびいのししの豚熱の予防注射を次のとおり実施する。

令和八年二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 実施の目的 豚熱の発生予防のため

二 実施する区域 県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施区域内で飼育している豚及びびいのししで、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

四 実施の期日 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において、各家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する日

五 注射の方法 皮下又は筋肉内注射

千葉県告示第八十三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第三項の規定により、次の加入区について同条第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

なお、同項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和八年三月二日から発生する。

令和八年二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

御宿町加入区

千葉県告示第八十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和八年二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 起業者の名称 旭市

二 事業の種類 大原幽学記念館駐車場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 千葉県旭市長部字兎田地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性 大原幽学記念館駐車場整備事業(以下「本件事業」という。)は、旭市が、大原幽学記念館(以下「本件施設」という。)の大型車用駐車場を整備する事業であり、法第三条第二十二号に掲げる社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)による博物館に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者である旭市は、本件事業に要する経費について予算に計上し同市の議会の議決を経てきており、完成までの明確な計画の下に本件事業を進めていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

本件事業は、旭市が、旭市長部字兎田地内の一、四一一平方メートルの土地に新たな大型車用駐車場を整備する事業である。

本件施設は、大原幽学の事績及び地域の歴史を展示する博物館であり、地域文化・社会教育の推進に寄与する役割を果たしている施設である。また、既存の大型車用駐車場は、本件施設周辺の遺跡の散策を目的として設置されたが、近年は、大型バスを利用して本件施設に来館する高齢者や身体障害者等（以下「高齢者等」という。）の団体による利用が増加している。

しかし、既存の大型車用駐車場から本件施設までは、移動に徒歩七分程度を要し、移動経路には、急勾配の階段や横断歩道のない幹線道路が存在するため、団体で来館する高齢者等の利便性及び安全性に課題が存在している。

本件事業により新たな大型車用駐車場を整備することで、本件施設までの移動に要する時間の短縮及び移動経路のバリアフリー化を図り、利用者の利便性及び安全性の向上が見込まれるものであり、地域文化・社会教育の推進に大きく寄与することが期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）に基づく環境影響評価の対象外事業である。

本件事業が生活環境へ与える影響については、起業地の近くには住宅地がないため騒音の問題もないことから、軽微であると考えられる。

本件事業が動植物へ与える影響については、本件起業地には絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に該当する種等の希少動植物の生息情報は確認されていないほか、起業者は、今後同法に該当する動植物の存在が確認された場合、所管官庁に報告し、適切な措置を講ずるとしている。

また、起業地は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない。

(三) 事業計画の合理性

起業地の選定に当たっては、利便性、安全性及び経済性を考慮し、三案が検討されているところ、申請起業地は本件施設までの移動に要する時間が候補地の中で最も短く、バスの転回に配慮した安全性が確保され、かつ本件施設の利用実績に基づき経済的負担を最小限に抑えることができる規模であることから、申請された案が最も合理的であると考えられる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的なものであると認められる。以上のことから、本件事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益と

を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越するものであり、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性  
 (一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたとおり、既存の大型車用駐車場には、利用者の利便性及び安全性に課題があるため、本件施設への来館を断念せざるを得ない高齢者等がいるほか、社会科見学のために団体に来館する小学生に対する心身への負担や道中の危険に係る懸念があり、バリアフリー化が強く求められていることから、新たな大型車用駐車場を早急に整備する必要がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。  
 (二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に全面的かつ恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

千葉県告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び東葛飾土木事務所において、令和八年二月二十七日から三週間、縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

|   |                     |        |             |            |
|---|---------------------|--------|-------------|------------|
| 一 | 道路の種類               | 県道     |             |            |
| 二 | 路線名                 | 松戸野田線  |             |            |
| 三 | 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長 |        |             |            |
|   | 区間                  | 変更の前後別 | 敷地の幅員       | 延長         |
|   | 流山市鱒ヶ崎              | 前      | 二一・九八メートルから | 四八四・六八メートル |
|   | 字高田九八一              |        | 四〇・八〇メートルまで |            |

|                                    |   |                            |            |
|------------------------------------|---|----------------------------|------------|
| 番一地从先から<br>西平井三丁目<br>一九番三地从<br>先まで | 後 | 一八・四七メートルから<br>二八・三九メートルまで | 四八四・六八メートル |
|------------------------------------|---|----------------------------|------------|

千葉県告示第八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和八年二月二十七日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、令和八年二月二十七日から三週間、縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

|             |                                  |             |
|-------------|----------------------------------|-------------|
| 路<br>線<br>名 | 供<br>用<br>開<br>始<br>の<br>区<br>間  | 千葉県知事 熊谷 俊人 |
| 県道富里酒々井線    | 富里市十倉字四区二、四七五番地先から字三十五榎一九〇番二地先まで |             |

千葉県告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和八年二月二十七日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び海匠土木事務所において、令和八年二月二十七日から三週間、縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

|             |                                  |             |
|-------------|----------------------------------|-------------|
| 路<br>線<br>名 | 供<br>用<br>開<br>始<br>の<br>区<br>間  | 千葉県知事 熊谷 俊人 |
| 県道八日市場井戸野旭線 | 匝瑳市平木字上島四四九番一地从先から字靱内一、四〇七番四地先まで |             |

千葉県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和八年二月二十七日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、令和八年二月二十七日から三週間、縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

|             |  |             |
|-------------|--|-------------|
| 路<br>線<br>名 | 供<br>用<br>開<br>始<br>の<br>区<br>間        | 千葉県知事 熊谷 俊人 |
| 県道夷隅御宿線     | いすみ市山田字下舟河原一、七三二番三地从先から字花ノ木一、〇三三番一地先まで |             |

千葉県告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和八年二月二十七日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、令和八年二月二十七日から三週間、縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

|             |  |             |
|-------------|--|-------------|
| 路<br>線<br>名 | 供<br>用<br>開<br>始<br>の<br>区<br>間        | 千葉県知事 熊谷 俊人 |
| 一般国道四百六十五号  | いすみ市山田字花ノ木一、〇三五番二地从先から字下舟河原一、七三六番一地先まで |             |

千葉県告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第六十三条第一項の規定により、市川都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 施行者の名称  
市川市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
市川都市計画下水道事業市川市第二号公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和四十七年十二月二十二日から令和十四年三月三十一日まで
- 四 事業地  
取用の部分 変更なし

昭和四十七年千葉県告示第八十九号、昭和五十二年千葉県告示第五百七十七号、昭和五十四年千葉県告示第六号、昭和五十五年千葉県告示第八百一十号、平成四年千葉県告示第五十七号、平成七年千葉県告示第四百十二号、平成十年千葉県告示第七百二十三号、平成十四年千葉県告示第四百一十号、平成十五年千葉県告示第七十三号、平成二十年千葉県告示第九十号、平成二十三年千葉県告示第二百六十五号、平成二十四年千葉

県告示第二百四十九号、平成二十五年千葉県告示第二百四十一号、平成二十八年千葉県告示第三百八十三号、平成三十年千葉県告示第二百二十八号、平成三十一年千葉県告示第八十八号、令和二年千葉県告示第二百二十三号、令和三年千葉県告示第七十四号、令和五年千葉県告示第四百八十四号及び令和七年千葉県告示第五十号の事業地に(一)に掲げる区域を加えた区域とし、当該事業地のうち(二)に掲げる地内において事業地を変更する。

(一) 市川市曾谷二丁目一部の区域

(二) 市川市大野町一丁目、大野町二丁目、大野町三丁目、大野町四丁目、南大野一丁目、南大野二丁目、曾谷一丁目、曾谷三丁目、曾谷四丁目、曾谷五丁目、曾谷六丁目、曾谷七丁目、北国分一丁目、国府台五丁目、国府台六丁目、中国分二丁目、中国分三丁目、中国分四丁目、中国分五丁目、国分一丁目、国分二丁目、国分三丁目、国分四丁目、真間四丁目、真間五丁目、須和田二丁目、柏井町二丁目、大町、奉免町及び稲越町地内

千葉県告示第九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、松戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 施行者の名称  
松戸市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
松戸都市計画下水道事業松戸市第一号公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和四十七年七月七日から令和十四年三月三十一日まで
- 四 事業地  
事業地  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 昭和四十七年千葉県告示第四百七十八号、昭和四十九年千葉県告示第八百三十七号、昭和五十年千葉県告示第五号、昭和五十一年千葉県告示第六百十七号、昭和五十三年千葉県告示第二百六十六号、昭和五十六年千葉県告示第五百二十五号、昭和五十七年千葉県告示第三百二十五号、昭和六十年千葉県告示第五百二十五号、昭和六十年千葉県告示第九十九号、昭和六十二年千葉県告示第四百二十二号、昭和六十三年千葉県告示第四百三十六号、平成二年千葉県告示第四百三十五号、平成四年千葉県告示第二百三十号、平成四年千葉県告示第六百五十九号、平成七年千葉県告示第五

百二十五号、平成七年千葉県告示第八百十九号、平成八年千葉県告示第七百四十三号、平成十年千葉県告示第五百十五号、平成十一年千葉県告示第十六号、平成十二年千葉県告示第五百八十一号、平成十四年千葉県告示第四百十九号、平成十五年千葉県告示第三百一十一号、平成二十年千葉県告示第二百四十二号、平成二十年千葉県告示第五百五十五号、平成二十一年千葉県告示第三百八十号、平成二十二年千葉県告示第六百五十五号、平成二十四年千葉県告示第四百四十二号、平成二十七年千葉県告示第七百六十九号、平成二十九年千葉県告示第二十三号、平成三十年千葉県告示第二百五十五号、平成三十年千葉県告示第四百七十三号、令和二年千葉県告示第七十一号、令和五年千葉県告示第二十八号、令和五年千葉県告示第四百四十二号及び令和七年千葉県告示第六十八号の事業地に(一)に掲げる区域を加えた区域とし、当該事業地のうち(二)に掲げる地内において事業地を変更する。

(一) 松戸市高塚新田字天神山の全部の区域並びに高塚新田字野中及び字芝居向の各一部の区域

(二) 松戸市高塚新田字赤作、字八町分、字中ノ窪及び字一ノ谷地内

公 告

県営土地改良事業の工事の完了

匝瑳市及び山武郡横芝光町の一部を受益地域とする県営両総南条支線地区土地改良事業(農業用排水施設)は、令和六年十二月九日をもってその工事を完了した。

令和八年二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

県営土地改良事業の工事の完了

山武市及び山武郡横芝光町の一部を受益地域とする県営両総松尾支線地区土地改良事業(農業用排水施設)は、令和六年二月八日をもってその工事を完了した。

令和八年二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

土地区画整理事業の事業計画の変更の案の縦覧

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第一項の規定により、木更津都市計画事業金田西特定土地区画整理事業の事業計画の変更を次のとおり縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

縦覧期間

人事委員会公告

令和八年三月十一日から二十四日  
 二 縦覧場所  
 千葉県木更津区画整理事務所(木更津市潮見七丁目三番地九)  
 三 縦覧時間  
 午前八時三十分から午後五時十五分まで

令和八年度千葉県職員採用上級試験の実施  
 職員の採用試験に関する規則(昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号)第六条の規定により、令和八年度千葉県職員採用上級試験を次のとおり実施する。  
 令和八年二月二十七日  
 千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

|          |       |        |   |
|----------|-------|--------|---|
| 試験の区分    | 試験職種  | 採用予定人員 | 職務の内容   |
| 職員採用上級試験 | 一般行政C | 三五名程度  | 主として法律及び経済等、一般行政事務に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。 |
|          | 心理    | 一〇名程度  | 主として心理に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。             |
|          | 児童指導員 | 二五名程度  | 主として児童指導に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。           |
|          | 農業土木  | 五名程度   | 主として農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。           |
|          | 土木    | 二五名程度  | 主として土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。             |
|          | 建築    | 五名程度   | 主として建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。             |
|          | 化学    | 八名程度   | 主として化学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。             |

|   |       |                                       |
|---|-------|---------------------------------------|
| 電 | 一〇名程度 | 主として電気に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。 |
| 機 | 五名程度  | 主として機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。 |

二 給与  
 この試験に合格し、大学卒業後直ちに採用された者には、職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)等の規定により、原則として次の給料及び諸手当が支給される予定である。

|          |      |        |      |       |
|----------|------|--------|------|-------|
| 試験の区分    | 試験職種 | 適用給料表  | 職務の級 | 号給    |
| 職員採用上級試験 | 全職種  | 行政職給料表 | 一級   | 二十九号給 |

|          |       |   |
|----------|-------|---|
| 試験の区分    | 試験職種  | 受験資格  |
| 職員採用上級試験 | 一般行政C | 次に掲げる者<br>一 平成八年四月二日から平成十七年四月一日までに生まれた者<br>二 平成十七年四月二日以後に生まれた者で次に掲げるもの<br>イ 大学を卒業した者及び令和九年三月までに大学を卒業する見込みの者<br>ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者<br>次に掲げる者で、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第八十五号)第六十条第一項各号のいずれかに該当するもの又は令和九年三月までに同項各号のいずれかに該当する見込みのもの<br>一 平成三年四月二日から平成十七年四月一日までに生まれた者<br>二 平成十七年四月二日以後に生まれた者で次に掲げるもの<br>イ 大学を卒業した者及び令和九年三月までに大学を卒業する見込みの者<br>ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者 |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <p>一般行政C及び児童指導員以外の職種</p> <p>次に掲げる者</p> <p>一 平成三年四月二日から平成十七年四月一日までに生まれた者</p> <p>二 平成十七年四月二日以後に生まれた者で次に掲げるもの</p> <p>イ 大学を卒業した者及び令和九年三月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>   | <p>日本の国籍を有しない者、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者及び平成十一年改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できない。</p>  |  |  |
| <p>四 試験方法</p> <p>試験は第一次試験及び第二次試験に分けて実施するものとし、それぞれの試験の方法は次のとおりとする。ただし、第二次試験は第一次試験の合格者でなければ受験することができない。</p> <p>1 第一次試験</p>  | <p>試験方法</p> <p>内 容</p> <p>基礎能力検査<br/>職員採用上級試験（一般行政Cの試験職種に限る。）において、言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力についての多肢選択式による検査を行う。</p> <p>専門試験<br/>職員採用上級試験（一般行政Cの試験職種を除く。）において、試験職種に応じた専門的な知識、技術又はその他の能力についての択一式による大学卒業程度の筆記試験を行う。</p> <p>論文試験<br/>職員採用上級試験（一般行政C及び児童指導員の試験職種を除く。）において、課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力についての記述式による筆記試験を行う。</p>   |  |  |
| <p>2 備考</p> <p>論文試験は、第二次試験として評価する。</p> <p>2 第二次試験</p> <p>試験方法</p> <p>内 容</p> <p>論文試験<br/>職員採用上級試験（一般行政Cの試験職種に限る。）において、課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力についての記述式による筆記試験を行う。</p>  | <p>五 試験の期日及び場所</p> <p>1 第一次試験</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1595 1432 1723 2475"> <p>口述試験<br/>人柄、性向等について面接等による試験を行う。</p> <p>適性検査<br/>素質及び性格についての質問紙法及び作業検査法による検査を行う。</p> </td> <td data-bbox="1464 1432 1595 2475"> <p>試験の区分</p> <p>期 日</p> <p>職員採用上級試験（一般行政Cの試験職種に限る。）<br/>令和八年四月八日（水曜日）から二十日（月曜日）までのうち、受験者が選択する日</p> <p>試験場<br/>SPI3テストセンター会場（リアル会場）のうち、受験者が選択する会場<br/>人事委員会が指定する千葉県内の施設</p> </td> </tr> </table> | <p>口述試験<br/>人柄、性向等について面接等による試験を行う。</p> <p>適性検査<br/>素質及び性格についての質問紙法及び作業検査法による検査を行う。</p> | <p>試験の区分</p> <p>期 日</p> <p>職員採用上級試験（一般行政Cの試験職種に限る。）<br/>令和八年四月八日（水曜日）から二十日（月曜日）までのうち、受験者が選択する日</p> <p>試験場<br/>SPI3テストセンター会場（リアル会場）のうち、受験者が選択する会場<br/>人事委員会が指定する千葉県内の施設</p> |
| <p>口述試験<br/>人柄、性向等について面接等による試験を行う。</p> <p>適性検査<br/>素質及び性格についての質問紙法及び作業検査法による検査を行う。</p>  | <p>試験の区分</p> <p>期 日</p> <p>職員採用上級試験（一般行政Cの試験職種に限る。）<br/>令和八年四月八日（水曜日）から二十日（月曜日）までのうち、受験者が選択する日</p> <p>試験場<br/>SPI3テストセンター会場（リアル会場）のうち、受験者が選択する会場<br/>人事委員会が指定する千葉県内の施設</p>   |  |  |
| <p>六 合格者の決定及び発表</p> <p>1 第一次試験合格者<br/>令和八年五月中旬から下旬までの間に千葉市内で行う。<br/>なお、詳細は、千葉県のホームページにおいて発表する。</p> <p>2 第二次試験<br/>令和八年五月中旬から下旬までの間に千葉市内で行う。<br/>なお、詳細は、千葉県のホームページにおいて発表する。</p> <p>七 採用候補者名簿の作成及び採用方法</p> <p>1 最終合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に高点順に登載する。<br/>なお、採用候補者名簿は、当該採用候補者名簿が確定した後一年以上を経過した場合には失効させる。</p> <p>2 採用者は、任命権者に提示する採用候補者名簿に登載された者のうちから決定される。</p> <p>八 受験手続</p> <p>1 申込方法<br/>インターネットによる申込みを原則とする。ただし、郵送及び持参による申込みを</p> | <p>七</p>   |  |  |

妨げるものではない。受験申込用紙を希望する場合は、令和八年三月十一日(水曜日)までに千葉県人事委員会事務局任用課(千葉市中央区市場町一番一号)まで申し出る。受験申込書は、同課宛てに提出すること。

2 受付期間

令和八年二月二十七日(金曜日)から三月十九日(木曜日)までとする。なお、同日午後五時までに受信したもの(郵送の場合は同日までの消印のあるもの、持参の場合は同日午後五時までに持参したもの)に限り受け付ける。

九 その他

- 1 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので参照すること。
- 2 受験の問合せ等を郵便によって行う場合には、宛先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

3 職員採用上級試験(一般行政Cの試験職種に限る。)に係る第一次試験については点字による受験を、職員採用上級試験に係る第一次試験については拡大文字による受験を認める。点字又は拡大文字による受験を希望する場合は、千葉県人事委員会事務局任用課まで申込時に申し出ること。

別表 専門試験の出題分野

| 試験の区分    | 試験職種  | 出題分野  |
|----------|-------|---|
| 職員採用上級試験 | 心理    | 一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。)、応用心理学(教育心理学・産業心理学・臨床心理学)、調査・研究法及び統計学 |
|          | 児童指導員 | 社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論及び心理学概論                                     |
|          | 農業土木  | 数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械及び農学一般     |
|          | 土木    | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、及び材料・施工                     |
|          | 建築    | 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画及び建築法規を含む。)、建築設備及び建築施工      |
|          | 化学    | 数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学及び化学工学                  |
|          | 電気    | 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学及び情報・通信工学                   |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 機 | 械 | 数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料及び機械工作 |
|---|---|---|

特定調達公告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告  
別冊のとおり一般競争入札に付する。  
令和8年2月27日

千葉県知事 熊谷 俊人

落札者等の公告  
別冊のとおり落札者等について公告する。  
令和8年2月27日

千葉県知事 熊谷 俊人

落札者等の公告  
別冊のとおり落札者等について公告する。  
令和8年2月27日

千葉県企業局長 野村 宗作

落札者等の公告  
別冊のとおり落札者等について公告する。  
令和8年2月27日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

落札者等の公告  
別冊のとおり落札者等について公告する。  
令和8年2月27日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

落札者等の公告  
別冊のとおり落札者等について公告する。  
令和8年2月27日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

落札者等の公告  
別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年2月27日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年2月27日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年2月27日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

購読料

本号(別冊を含む。)

一部

五七円

発

行者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八